

静岡県告示第124号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川浜岡線	御前崎市池新田字下松原坪3289番の5から 御前崎市池新田字下松原坪3293番の8まで	令和元年6月28日

=====

静岡県告示第125号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年6月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
焼津森線	掛川市倉真字金井場3574番の4から 掛川市倉真字金井場3699番の3まで	令和元年6月28日